

## 生活保護の相談・申請について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行き、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。
0	愛知県	生活保護の相談・申請にあたっては、必ず申請意思の有無を確認したうえで申請手続きを行うよう、また、就労や親族の扶養の可否について、あたかも申請の条件と誤解されるような行為自体、厳に慎むよう、各福祉事務所に対し、査察指導員会議や指導監査等、機会を捉えて指導しているところであります。 また、生活保護の実施に当たりましては、厚生労働省が示した「保護の実施要領」に基づき、各福祉事務所が適切かつ迅速に対応するよう、福祉事務所を指導しております。
1	名古屋市	生活保護の相談にあたっては、生活保護の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるようなことがないよう、引き続き適正に努めてまいります。 また、保護の決定については、生活保護法により「申請のあった日から14日以内に通知しなければならない。ただし、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合は、理由を明示して30日まで延ばすことができる」と定められていることから、今後も引き続き法令等を順守するとともに、申請者の状況を踏まえて早期に決定できるように努めてまいります。
2	豊橋市	生活保護申請について、申請意思のある方については申請を受理しており、申請権の侵害に当たるような行為は行っていません。また、適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めています。
3	岡崎市	生活保護法に基づき適正に実施します。
4	一宮市	法に基づいて適正に事務処理を行っています。
5	瀬戸市	法令に従い適正に行っております。
6	半田市	生活保護法が、憲法第25条に規定する生存権の理念に基づいて定められたものであることを十分に踏まえた上で、生活保護が必要な方には確実に保護を実施するという考え方にに基づき、生活保護制度の適切な運用に努めてまいります。
7	春日井市	春日井市においては、申請権利を尊重し丁寧な面接相談に当たっています。相談者の生活状況を可能な限りの確に把握し、他法活用等の助言を適切に行うよう努めていますが、申請の意思が確認された場合には、速やかに申請書を交付しています。また、扶養義務者がいる場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援が可能か照会しますが、扶養義務者がいることをもって直ちに不受理とすることはしません。
8	豊川市	生活保護申請の意思のある方には、法律上認められた保護の申請権を侵害しないように努めており、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」などで追い返すようなことはしていません。また、保護が必要な方には申請手続きの援助指導を行うことにより、速やかに申請を受け付け、生活保護費の速やかな支給に努めています。
9	津島市	生活保護法に基づき適正実施を行っております。申請意思のある方においては、即日申請書を受理しております。
10	碧南市	生活保護の申請権は侵害しないように配慮しています。また、生活保護が必要な人にはできる限り早急に支給することに努めています。その際、特に急を要する場合は、社会福祉協議会等他機関の貸付制度を紹介しています。
11	刈谷市	各法、各規定を遵守し、申請権の侵害とならないよう勤めております。また、申請権の意思を十分聴取するとともに、申請を受け付けた場合は、関係機関との連携を密に行い、状況把握をしたうえで、遅延なく審査決定をし、保護費等の支給を行っております。
12	豊田市	なし
13	安城市	生活保護法を遵守した上で、生活保護決定については迅速な処理に努めています。
14	西尾市	生活保護の相談・申請にあたっては、法の規定に基づいて行っています。また、生活保護の決定については、速やかな決定に努めています。
15	蒲郡市	申請権を侵害することなく、また疑われるような行為は慎むよう留意して行っています。

16	犬山市	申請権の確保を基本として、生活保護申請は適切に受理しています。また、保護が必要な人には、開始の決定をし、すみやかに扶助費を支給しています。
17	常滑市	生活保護の相談・申請については厚生労働省から示されている実施要項に従って助言を行っています。申請にあたっては、相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていることから、その実態やニーズ等を伺い、制度の趣旨を十分説明の上、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しています。
18	江南市	生活に困窮する全ての世帯に対して、生活保護法に基づき必要な保護を実施しています。また、生活保護申請については、生活状況等の確認のため、きめ細やかな面談を行うとともに、申請意思を示した方については、申請書をお渡ししています。
19	小牧市	生活保護の申請につきましては、憲法及び生活保護法に基いて対応しております。保護申請後は、概ね2週間程度の期間に必要な調査を行った上で、出来るだけ早く対応しております。
20	稲沢市	生活保護の相談・申請にあたっては、生活保護法による保護の実施要領に基づき関係機関と調整を図り、申請書の受理並びに保護費の支給に努めてまいります。
21	新城市	生活保護法の原理・原則にのっとり、生活困窮者と面接し、面接の結果、他法・他施策による救済が見込めないものについては、適切に保護の申請を行っています。また、生活保護法に基づく調査については、速やかに行い、保護決定の迅速化を行っているとともに、現に手持ち金の無い者については、社会福祉協議会と連携し、融資制度を利用させる等の対応をしています。
22	東海市	生活保護は国民生活の最後の切り所であるということを十分に認識しておりますので、面接相談においては、真摯な態度で相談に応じており、親切丁寧に法の趣旨や制度概要の説明を行うとともに助言を行っています。そして保護の必要な方には適切に対応しており、申請権の侵害は行っておりません。
23	大府市	生活保護を申請する意思を確認した場合には、速やかに申請書等を交付しています。また、真に保護を必要とする人が受給できるように、厳正に審査して漏給や濫給の防止に努めています。
24	知多市	生活保護の制度を説明し、本人に生活保護申請の意思を確認しています。違法な「水際作戦」は行っていません。
25	知立市	生活保護相談時において、状況をお聞きし、保護の制度をお伝えした後、本人へ申請の意思を確認して申請書を渡しています。
26	尾張旭市	生活保護の相談については、丁寧な対応を心掛け、相談者の申請権の侵害がないよう行っております。申請にあたっては、相談者に申請の意思を確認したうえで申請書をお渡ししております。また、国の基準に基づき、適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めております。
27	高浜市	生活保護の原則原理に則り、必要な人に必要な保護が行われるよう心がけており、違法な「水際作戦」は行っていません。また、支給に当たっては、申請後、法で定める決定期間内に保護の可否を判断し、保護適用の場合は速やかに支給しています。
28	岩倉市	憲法第25条及び生活保護法(以下「法」という。)を順守し、生活保護が必要な方には必要な手順をふみ適正に生活保護を開始し、生活を援護しています。また、法第2条は「この法律の定める条件を満たす限りこの法律による保護を無差別平等に受けることができる。」と規定しており、本市においても保護請求権を保障しています。申請時には、法第27条の2の規定に基づき必要な助言などを行います。また、県の指導により適切に行っています。
29	豊明市	生活状況に応じて適切な対応をしており、生活保護を申請させない等の行為はしていません。
30	日進市	生活保護法の趣旨に従い適正に運用しています。また、相談に来られた方には、丁寧な対応をするよう努めています。

31	田原市	生活保護申請については権利であり、その行使について妨害をすることなく、生活保護の相談時には必ず申請の意思を確認し、必要な方からは即時申請をいただくようしております。その場で確認の取れない親族等の扶養等については申請受理後の確認を行い、申請に至らない方に対しては申請書をお渡しし、必要となったときに申請書を持参していただく対応を行うなどの対応もしています。しかし、生活保護法第4条における補足性の原則に沿って、本人の利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、民法に定める扶養義務者の扶養等に関しては、生活保護法に優先するものとされていますので、権利の侵害にならない程度において窓口等で確認だけはさせていただいています。
32	愛西市	陳情の趣旨を理解し愛知県の指導のもと、引き続き適正な生活保護の実施に努めます。
33	清須市	相談者の状況把握、他法他施策の活用等についての助言や生活保護制度について説明を行い、生活保護申請意思の有無を確認し、申請意思がある場合は直ちに申請書類を交付しており、申請権の侵害はしていません。
34	北名古屋市	法の趣旨に基づき適切な相談のもと判断を行っています。又、就労支援相談員を配置し稼働年齢層の者に対する就労支援を行うとともに、相談にも応じています。
35	弥富市	生活保護法の基準に準じて実施しています。
36	みよし市	なし
37	あま市	生活保護が必要な方には適切に申請を受け付け実施しております。必要に応じて、社会福祉協議会の緊急小口資金貸付制度を案内、活用するなど速やかに対応しております。
38	長久手市	生活保護の相談・申請にあたっては、生活保護制度を丁寧に説明した上で相談者の立場に立って状況を聞き取る等、生活保護法に従い適切に対応しています。また、必要な調査の上、生活保護が必要な人には、早急に支給できるよう努めています。
39	東郷町	福祉事務所を設置していない本町にあつては、県の指導のもと対処します。
40	豊山町	関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。
41	大口町	生活保護については、大口町では、愛知県尾張福祉事務所の所管事務となります。保護申請については、相談があった場合には速やかに愛知県尾張福祉事務所に連絡をし、対応しております。
42	扶桑町	違法な水際作戦は行っておりません。県のケースワーカーとともに適切に対応しております。
43	大治町	実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行なっております。電話及び窓口へ保護の相談があれば、速やかに県福祉事務所へ通報し、適切に対応しています。
44	蟹江町	申請を妨げるようなことは無いと理解しています。
45	飛島村	海部福祉相談センターと連携を図り行う。
46	阿久比町	生活保護の相談・申請があった場合、福祉事務所(県)と連携し、適切な実施に努めています。
47	東浦町	生活保護の申請に対しては、憲法第25条及び生活保護法に基づき、申請権を侵害しないよう適切に対応しています。今後も、正割保護が必要な方へは、県福祉事務所と連携して、速やかで適切な対応に努めます。
48	南知多町	国の制度に準じています。
49	美浜町	生活保護の相談・申請があれば県に進達しており、県が支給決定しています。
50	武豊町	関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。
51	幸田町	生活困窮者の相談については町福祉課職員と愛知県生活困窮者相談員が相談を受け、保護基準に該当する場合について西三河福祉相談センターのケースワーカーに繋がっています。
52	設楽町	県担当部局と連携を取りながら事務を進めます。関連する研修には担当者が積極的に参加するように努めます。文書通知については、対象者が理解しやすい文面などを考慮しながら努力します。
53	東栄町	生活保護法に基づき、県福祉事務所と連携をとって適正な対応に努めます。役場窓口への相談段階で、追い返すような対応はしておりません。その都度相談しております。
54	豊根村	愛知県の福祉事務所の管轄ですが、連携を図りながら事務を進めます。